

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行政文書の不存在を理由として行った2件の非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和4年6月11日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の2件の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

- (1) 高松高等学校及び高松東高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づいて令和3年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づいて、高松市の保健所に同年5月10日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第27条の5第1項各号に関する資料全部の公開請求
- (2) 高松高等学校及び高松東高等学校について、法、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和4年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づいて、高松市の保健所に同年5月10日までに提出した規則第27条の5第1項各号に関する資料全部の公開請求

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に対して、いずれも行政文書が存在しないとして、令和4年6月23日付けでそれぞれ非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、令和4年7月10日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、併合して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件各処分取消しの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

- (1) 令和4年6月11日に、「高松高等学校及び高松東高等学校について、法、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和3年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づいて、高松市の保健所に同年5月10日までに提出した規則第27条の5第1項各号に関する資料全部」及び「高松高等学校及び高松東高等学校について、法、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて令和4年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づいて、高松市の保健所に同年5月10日までに提出した規則第27条の5第1項各号に関する資料全部」（以下「本件各請求対象文書」という。）をそれぞれ実施機関に公開請求した。そして、過日受領した本件各処分について不服申立てを行うものである。本件各処分における「公開しない理由」の提示は、以下のとおり不合理である。つまり、本件各処分の取消しを求める。
- (2) 「結核」とは、法第6条第3項第2号に掲げられた「2類感染症」である。法第53条の2第1項において、「労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第13章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。2つの高等学校は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、各学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項で、具体的に、「法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度」と列挙されている。つまり、2つの高等学校の教職員及びいわゆる1年生の生徒に対して、法の規

定に基づく健康診断を高等学校の学校長が実施しなければならない。

- (3) 法の健康診断を実施した場合、法第53条の7第1項として、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない、」とされている。そして、本件各請求対象文書は規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、高松市の保健所宛てに提出すべき文書である。現に、香川県では、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに保健所に報告しなくても差し支えないとする説明はしていない。
- (4) とりわけ、いわゆる1年生の生徒を対象にした規則第27条の2第1項の「喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に、年度の初期に、通常、各年の4月1日から同月30日までには、実施されているものと予想している。よって、規則第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、法定の提出期限である各年の5月10日までには、高松市の保健所に提出されているはずである。よって、行政処分の「公開しない理由」の主張は不合理であり、本件各処分では本件各請求対象文書の特定が不十分である。なお、2つの高等学校で各年に4月1日から同月30日までに教職員又は生徒を対象に健康診断を実施していない場合や実施機関には規則等の規定が適用されない場合には、弁明書でご教示いただきたい。
- (5) 以上から、行政処分及び「公開しない理由」の提示は法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって、本件各処分を取り消し、さらに本件各請求対象文書を特定し、新たに行政文書を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

1 弁明書による説明

弁明書による説明は、次のとおりである。

- (1) 「2つの高等学校の教職員及びいわゆる1年生の生徒に対して、法の規定に基づく健康診断を高等学校の学校長が実施しなければならない」に係る主張について

実施機関では、教職員及び生徒に対して、法の規定に基づく健康診断を全ての県立学校において6月30日までに実施している。

- (2) 「定期の健康診断の実施者は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を1月ごとに取りまとめ、翌月10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い、通報又は報告しなければならないとされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに高松市の保健所宛てに提出すべき文書である」に係る主張について

令和3年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づく規則第27条の5第1項各号に関する報告書については、高松市保健所からの同年12月7日付けの結核定期健康診断の結果報告書提出依頼において、同年4月1日から令和4年3月31日に実施された業務従事者及び入学生の結核定期健康診断の結果報告書は、同年4月1日までに提出することとなっていたため、高松高等学校は同年3月24日付け、高松東高等学校は同年1月10日付けで高松市保健所に提出した。

よって、令和3年5月10日までには本件各請求対象文書を作成取得していないため、文書不存在により非公開とした判断に誤りはない。

令和4年4月1日から同月30日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、法第53条の7第1項の規定に基づく規則第27条の5第1項各号に関する報告書については、例年と同じく、今後送付される高松市保健所からの依頼に基づき提出予定である。

よって、令和4年5月10日までには本件各請求対象文書を作成取得していないため、文書不存在により非公開とした判断に誤りはない。

2 意見書による説明

意見書による説明は、おおむね次のとおりである。

各県立学校はこれまで、保健所が発出した文書に基づき結核定期健康診断の結果報告書を作成・提出していたが、法令に違反しているという認識はなかった。香川県教育委員会としては、保健所の通知と同様の内容で所管の保健所に結核定期健康診断の結果報告書の提出をするよう周知している。

今後は、法令遵守に努めたいと考えており、そのために、保健所から発出される依頼文等についても見直しを求めている。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 法に基づく結核定期健康診断及びその結果報告について

(1) 結核定期健康診断について

「結核定期健康診断」は、法第53条の2の規定により、学校の長が、定期において、期日又は期間を指定して行う、結核に係る定期の健康診断である。この「定期」とは、学校において従事する者の場合は毎年度、高等学校の生徒の場合は入学した年度であり、結核のり患率が高い者や結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者等に対する健康診断の実施を義務付けることにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としている。

学校における教職員及び生徒の結核定期健康診断の方法及び技術的基準は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第7条第5項第2号及び第14条第3項の規定により、胸部エックス線検査とされている。

(2) 結核定期健康診断結果の報告について

結核定期健康診断の実施者は、定期健康診断を行ったときは、法第53条の7第1項の規定により、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に報告しなければならないとされている。この報告は、規則第27条の5の規定により、1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに行わなければならない。

3 本件各請求対象文書の存否について

本件各請求対象文書は、法第53条の7第1項の規定による結核定期健康診断の結果報告書である。

審査請求人は、高松高等学校及び高松東高等学校において、結核定期健康診断の結果が翌月10日までに高松市保健所に報告されているはずであると主張している。特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第2号で高等学校の生徒の結核定期健康診断については入学年度に行うとされ

ており、本件各請求の対象期間の令和3年4月1日から同月30日まで及び令和4年4月1日から同月30日までにこれを行い、それぞれ翌月の10日までに高松市保健所に報告しているはずであると主張している。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、高松高等学校及び高松東高等学校では、結核定期健康診断の対象である教職員及び生徒に対して、法及び学校保健安全法の規定に基づく結核定期健康診断に当たる胸部エックス線検査を、令和3年度は、高松高等学校は令和3年4月7日、高松東高等学校は同月4日に実施していた。また、令和4年度も同様に、高松高等学校は令和4年4月8日、高松東高等学校は同月9日に実施していた。また、学校保健安全法第13条に規定する健康診断は、学校保健安全法施行規則第5条及び第12条の規定により、毎年度6月30日までに終えなければならぬため、高松高等学校及び高松東高等学校においても、生徒（高校1年生）については、各学校における定期健康診断で胸部エックス線検査を行い、教職員については、各学校における定期健康診断に加えて、6月30日までに人間ドックを受診する場合は、それを定期健康診断に代えている。

そして、弁明書の記載によると、実施機関は、令和3年4月1日から同年6月30日までに実施した結核定期健康診断の結果については、高松高等学校は令和4年3月24日付け、高松東高等学校は同年1月10日付けで報告したとのことである。また、同年4月1日から同年6月30日までに実施した結核定期健康診断の結果報告については、令和3年度と同様に行う予定であるとのことである。

結核定期健康診断の結果報告書は、令和3年度分については実施機関の説明どおり提出されており、令和3年5月10日までに提出した結核定期健康診断の結果報告書が存在しないという実施機関の主張は是認できる。また、令和4年度分についても、審査請求人からの行政文書公開請求時点では、令和3年度と同様の運用をすることとしていたため、令和4年5月10日までに文書を作成していなかったという主張も是認できる。

以上のことから、本件各請求対象文書を作成及び取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件各請求対象文書は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

なお、結核定期健康診断の結果報告書の提出は、事業者の責務であり、これが法定の提出期限までに提出されていると審査請求人が考えるのは自然である。今後は、法令の規定を改めて認識し、適切な業務の遂行に努めることを望むものである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断

を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)